

議案第 50 号

財産の取得について

救助工作車を、次のとおり取得することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 品名 | 救助工作車 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札（最低価格落札方式） |
| 3 | 契約金額 | 225,072,280 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 沖縄県浦添市伊祖四丁目 14 番 1 号
新沖防災工業株式会社
代表取締役 比嘉 勉 |

令和 8 年 6 月 8 日提出

石垣市長 中山 義 隆

理 由

救助工作車の取得については、石垣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 47 年石垣市条例第 8 号）第 3 条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。